

## 第2章 第一種製造者に係る申請・届出

## 第2章 第一種製造者に係る申請・届出

### 1 高圧ガス製造許可

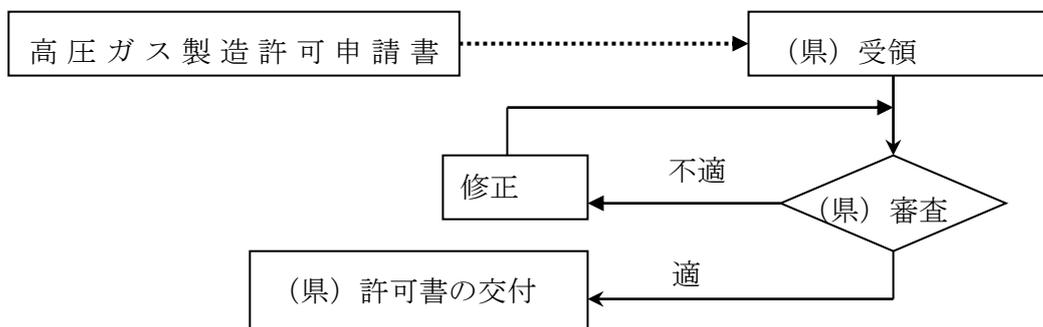
第一種製造者（第1章 1 高圧ガスに係る事業区分 参照）は事業所ごとに「高圧ガス製造許可申請書」を提出し、知事の許可を受けなければなりません。（法第5条第1項、施行令第3条、一般則第3条、液石則第3条）

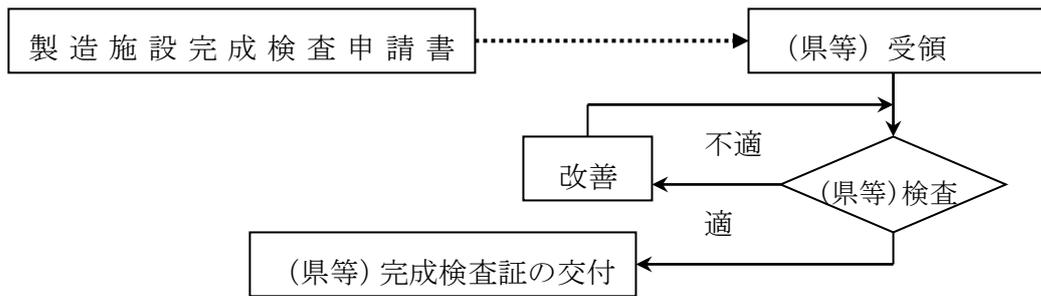
また、許可を受けた高圧ガス製造施設について、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。（法第20条第1項）

なお、第一種製造者は高圧ガスの製造を開始する前に「危害予防規程届書」、「高圧ガス保安統括者届書」等を提出するとともに、製造開始後遅滞なく「高圧ガス製造開始届書」を提出しなければなりません。

#### 手続き

- (1) 提出期限 許可を受けた後でないといと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガスの製造開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。  
申請内容について県に事前説明し、技術上の基準に適合していること、書類に不備がないことを確認した後に申請することが望ましいです。
- (2) 申請書 高圧ガス製造許可申請書（様式第1）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 申請手数料 第8章 参考資料 手数料早見表に掲げる手数料を別紙1に貼付してください。
- (5) 添付書類
  - ① 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（個人の場合は住民票の写し）
  - ② 委任状（申請手続き等を委任する場合）（手引様式第3）
  - ③ 製造計画書（別紙2）
  - ④ 事業所の概要説明書





### 製造計画書の作成上の留意事項

#### (1) 製造計画書（別紙2）

##### ① 製造の目的等

- ・ 製造施設毎に記載する。
- ・ 製造の目的は、例えば「〇〇〇を年間〇〇トン生産するため〇〇を製造する。」等具体的に記載する。
- ・ 製造の方法を具体的に記載するとともに「工程概要図」を添付する。

##### ② 処理設備の処理能力

- ・ 処理設備の性能については、施設毎に「機器一覧表」を添付する。
- ・ 処理能力一覧表は、製造施設毎に高圧ガスの種類別に記載する。
- ・ 「処理能力計算書」を添付する。

#### (2) 貯蔵能力

貯蔵能力は、製造施設毎に高圧ガスの種類別に記載する。

#### (3) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

記載例（例示基準に準拠）を参考にして、製造施設毎に「基準対応事項」を作成する。

なお、当該施設に関係のない条項の対応事項欄については「該当なし」と記入する。

また技術上の基準対応事項を説明するための添付書類（図面及び計算書等）にはインデックスを付け、備考欄にその番号を記入する。

### 製造計画書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、次に掲げるものとし図面等は重複しないようにできるだけまとめてください。

#### (1) 機器一覧表

- ① 用紙の大きさはA4とする。
- ② 製造施設毎に、機器の種類別に記載する。
- ③ 申請データ欄（「機器名称及びフロー番号」から「略号」まで）を記入する。
- ④ 事前検査の欄は申請書には記載しない。ただし、移設（仕様変更を含む。）機器については設置時の事前検査データを記載する。
- ⑤ 処理設備の場合は、処理能力を明記する。
- ⑥ 申請時メーカー名が不明な場合は、メーカー名は空欄とし、事前検査報告書に添付すべき機器一覧表に赤字で記載する。
- ⑦ ティー、レジャーサー、エルボ、圧力計、温度計等は記載しない。

- ⑧ 本管から取り出す計装系ラインについては、圧力スイッチ、圧力発信器類は記載しない。
- ⑨ 液面計、流量計等は記載するが、差圧式のものには記載しない。
- ⑩ 「肉厚」の「計算」欄には、腐れ代を含まない計算肉厚を記入する。
- ⑪ 高圧ガス保安協会委託検査品のうち、耐圧性能、気密性能、強度の全てを受検するものの略号は「委」と記載し、3項目の一部のみを受検するものは「完（委）」と記載する。
- ⑫ 容器則適用品については、設計圧力の欄に最高充填圧力を記載する。

#### (2) 事業所案内図

- ① 主要道路、鉄道及び河川等の位置、また道路の分岐点等には目印となる建物等を表示し、事業所の位置を明示する。
- ② 設備距離又は置場距離を事業所敷地内で確保できないときは、最も近い保安物件の位置及び距離を表示する。
- ③ 事業所周辺の状況について記入する。

#### (3) 事業所全体図

- ① 事業所の境界線及び出入口を明示する。
- ② 製造設備の位置を朱書きし、保安物件に対する距離、設備間距離等を明示する。
- ③ 耐震設計に係る地盤種別判定のための調査・観測点を明示する。
- ④ 可燃性物質取扱設備、火気取扱施設を明示し、可燃性ガス又は毒性ガスの貯槽との最短距離を記入する。
- ⑤ 警戒標の種類及び位置を明示する。

#### (4) 工程概要図

高圧ガスに係る工程（圧縮、反応、気化、凝縮、消費等のプロセス）を分かりやすく記載する。ただし、工程が単純なものであり、製造フローシートで代用できるものにあつては、工程概要図を省略できる。

#### (5) 高圧ガス製造フローシート

- ① 弁類、圧力計、安全装置、緊急遮断装置、インターロック機構等の位置を明示した図面とし、各機器のフロー番号を明示する。
- ② 常用の圧力区分、温度区分を色分けにより明示する。

#### (6) 高圧ガス製造施設配置図

- ① 製造施設ごとに記載する。ただし、2以上の施設が隣接してあり、同一図面に複数の施設について記載しても図面の精度が変わらない場合は、同一の図面に記載することができる。
- ② 高圧ガス設備、高圧ガス以外のガス設備を色分けにより明示する。
- ③ 容器置場を明示する。
- ④ 設備距離、置場距離を明示する。
- ⑤ 火気取扱施設の位置及び距離を明示する。ただし、火気取扱施設の距離制限に該当しない場合は省略できる。
- ⑥ 事業所全体図で設備間距離を確認できない場合及び複数の施設を同一図面に記載した場合は、設備間距離を明示する。ただし、設備間距離制限に該当しない場合は省略できる。
- ⑦ 事業所全体図で貯槽間距離を確認できない場合及び複数の貯槽を同一図面に記載した場合は、貯槽間距離を明示する。ただし、貯槽間距離制限に該当しない場合は省略できる。

- ⑧ 防液堤，障壁を明示する。
- ⑨ 技術上の基準に係る設備等の位置（操作位置等を含む）を明示する。
  - ・ 安全装置の放出管，ガス漏えい検知警報設備及び除害設備（保護具の保管場所含む）の位置
  - ・ 緊急遮断装置の操作位置
  - ・ 散水装置及び防消火設備の位置及び操作位置等
- (7) 処理能力・貯蔵能力計算書  
処理能力，貯蔵能力を計算した書面
- (8) 高圧ガス設備の強度計算書  
完成検査受検品については強度計算書等を提出する。  
また，毒性ガスのガス設備にあつては，フランジ強度計算書（例示基準に該当するものを使用する場合にあつては，相当 JIS との対応表）を添付する。  
なお，特定設備検査合格証，特定設備基準適合証，高圧ガス設備試験等成績証明書（保安協会製造設備試験品）又は認定試験者試験等成績書の交付を受ける設備については，強度計算書を省略することができる。
- (9) 高圧ガス設備及びガス設備の構造図  
塔槽類，熱交換器，反応器，圧縮機，ポンプその他強度計算が必要な機器の構造図
- (10) 配管図
  - ・ 毒性ガスの配管の接合（フランジ，二重管位置等）が明示されている図面
  - ・ 配管接続，バルブ等の位置の詳細図
  - ・ 毒性ガス以外の製造設備で，フローシート及び配置図で基準が説明できる場合にあつては，完成検査時に高圧ガス施設配管工事等完成検査報告書（記載例 3-2）を提出することとで足りる。また，配管取合い等が複雑な場合にはアイソメ図も提出すること。
- (11) 耐震設計構造物の計算条件結果書
  - ・ 耐震設計構造物の耐震計算書
  - ・ 基礎及び支持構造物については，基礎の耐震設計計算条件・結果書（記載例Ⅲ）を添付すること。
  - ・ 配管については別途フローシートを添付し，耐震設計範囲を雲状枠等で明示すること。
- (12) 高圧ガス設備の基礎図  
基礎図には，配筋の太さ，ピッチ，材質等を明示する。
- (13) 容器置場の図面  
容器置場の屋根の材質，置場の寸法を明示する。
- (14) その他技術上の基準の確認に必要なもの
  - ① 詳細基準事前評価申請書及び評価書（高圧ガス保安協会発行）の写し（例示基準に準拠しない場合に限る）
  - ② 電気設備の防爆性能一覧表（可燃性ガス製造施設に限る）  
電気設備の名称，ガス名，必要防爆性能及び実際の防爆性能を表にしたもの
  - ③ 安全装置の吹出量計算書  
所要吹出量及び公称吹出量の計算書

- ④ 障壁等の計算書
- ⑤ ガス漏えい検知警報設備の必要個数の計算書（可燃性ガス又は毒性ガス製造施設に限る）
- ⑥ 散水装置，水噴霧装置及び消火栓の放水能力，水量の計算書及び配水管図
- ⑦ 除害設備の性能を説明した書面，図面
- ⑧ 移設等に係る高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 等

## 2 高圧ガス製造開始届

完成検査証の交付を受け，高圧ガスの製造を開始したときは，「高圧ガス製造開始届書」を提出しなければなりません。（法第 21 条第 1 項）

### 手続き

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 提出期限 | 製造を開始した後，遅滞なく                     |
| (2) 届書   | 高圧ガス製造開始届書（一般則様式第 23，液石則様式第 22）   |
| (3) 提出部数 | 1 部（事業者控えが必要な場合は，もう 1 部持参してください。） |
| (4) 手数料  | なし                                |

## 3 危害予防規程届

危害予防規程を制定した場合又は変更した場合には，「危害予防規程届書」を提出しなければなりません。（法第 26 条）

### 手続き

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 危害予防規程を制定又は変更した後                         |
| (2) 届書   | 危害予防規程届書（一般則様式第 32，液石則様式第 31）            |
| (3) 提出部数 | 1 部（事業者控えが必要な場合は，もう 1 部持参してください。）        |
| (4) 手数料  | なし                                       |
| (5) 添付書類 | ① 危害予防規程（制定の場合）<br>② 変更の明細を記載した書面（変更の場合） |

## 4 高圧ガス保安統括者届

保安統括者を選任・解任したときは，「高圧ガス保安統括者届書」を提出しなければなりません。（法第 27 条の 2）

## 保安統括者の選任

事業所ごとにその事業の実施を統括管理する者を保安統括者に選任しなければなりません。（法第27条の2第1項）

なお、保安統括者の選任を必要としない場合もありますので、P12の<保安統括者等の選任の区分及び選任を必要としない事業所>を参照してください。

## 手続き

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 選任・解任した後、遅滞なく  |
| (2) 届書   | 高压ガス保安統括者届書（一般則 様式第33, 液石則 様式第32）  |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）   |
| (4) 手数料  | なし   |
| (5) 添付書類 | ① 統括管理する者であることを証する書面（保安統括者選任の場合）<br>（手引様式第4の1）<br>② 製造保安責任者免状の写し（保安技術管理者を兼務するときに限る）<br>③ 保安管理組織図（手引様式第5） |

## <保安統括者等の資格及び経験等>

名 称	資格（いずれか）	経験（いずれか）
保安統括者	事業所で事業の実施を統括管理する者	
保安技術管理者	1. 処理能力100万（充填は200万）Nm <sup>3</sup> /日以上の場合。 ただし、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気はその処理能力の1/4を算入し、保安用不活性ガスは算入不要（2.において同じ。）	甲化・甲機 ・ 1種類以上の圧縮ガス及び2種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する1年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン（直接酸化法によるものに限る。）の合成若しくは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高压ガスの製造に関する1年以上の経験（注1） ・ 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して処理することができるガスの容積が3,000Nm <sup>3</sup> /時（液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあっては、温度35℃における液化ガスの送液量1m <sup>3</sup> をもって処理することができるガスの容積10m <sup>3</sup> とみなす。）を超える設備又は温度35℃における圧力20MPaを超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する1年以上の経験（注2） ・ 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、上記に掲げる高压ガスの製造に関する1年以上の経験と同等のもの（注3）
	2. 処理能力100万（充填は200万）Nm <sup>3</sup> /日未満の場合	甲化・甲機・乙化・乙機 ただし、液石則の場合には丙化（液石）を加える。

保安企画推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安技術管理者に選任され、その職務に通算3年以上の経験</li> <li>保安主任者若しくは保安技術管理者、高圧ガス作業主任者に選任され、その職務に通算5年以上の経験</li> <li>保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者、高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算7年以上の経験</li> <li>高圧ガスの製造に関する企画又は指導の業務に通算3年以上の経験</li> <li>大学若しくは高等専門学校又は専門学校において化学、物理又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算7年以上の経験</li> <li>高等学校、工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算10年以上の経験</li> </ul>	
保安主任者	甲化・甲機・乙化・乙機 ただし、液石則の場合には丙化（液石）を加える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する1年以上の経験（注4）</li> <li>圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験</li> <li>高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、上記に掲げる高圧ガスの製造に関する1年以上の経験と同等のもの（注3）</li> </ul>
保安係員	甲化・甲機・乙化・乙機 ・丙化（液石） ・丙化（特別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する1年以上の経験（注6）</li> <li>圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験</li> <li>高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、上記に掲げる高圧ガスの製造に関する1年以上の経験と同等のもの（注3）</li> </ul>

- ※ 甲化：甲種化学製造保安責任者免状所有 甲機：甲種機械製造保安責任者免状所有  
乙化：乙種化学製造保安責任者免状所有 乙機：乙種機械製造保安責任者免状所有  
丙化（液石）：丙種化学製造保安責任者免状所有（液化石油ガスに関するもの）  
丙化（特別）：丙種化学製造保安責任者免状所有（特別試験に関するもの）

（注1）液石則の場合、「又は」より前の文章のみ適用。また、「2種類以上の液化ガス」を「液化石油ガス及びこれ以外の1種類以上の液化ガス」に読み替える。

（注2）液石則の場合、「又は」より前の文章のみ適用。また、「液化ガス」を「液化石油ガス」に読み替える。

（注3）同等の経験を適用する場合には、事前に産業保安室まで相談すること。

（注4）液石則の場合、「1種類以上の高圧ガス」を「液化石油ガス」に読み替える。

（注5）液石則の場合、「液化ガス」を「液化石油ガス」に読み替える。

（注6）液石則の場合、「1種類以上の高圧ガス」を「可燃性ガス」又は「液化石油ガス」に読み替える。

＜保安統括者等の選任の区分及び選任を必要としない事業所＞

名称及び選任の区分		選任を必要としない事業所又は施設
保安統括者	事業所ごとに1人 代理人1人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動式製造設備により、六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーบอนを製造する者</li> <li>2 気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス、酸素ガス若しくは炭酸ガスを製造する者</li> <li>3 処理能力が1,000Nm<sup>3</sup>/日未満のスクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充填するための定置式製造設備（自動停止機能を有するものに限る。）を設置する者</li> <li>4 処理能力が25万Nm<sup>3</sup>/日未満で、車両の燃料として使用される天然ガス又は液化石油ガスを車両に固定された容器に充填する者</li> <li>5 液化石油ガスの移動式製造設備により製造する者</li> <li>6 容積10m<sup>3</sup>以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者</li> </ol> <p>※ 1～5の場合は、所定の経験、学歴、資格等を有する者による保安に関する監督が必要です。（一般則第64条第2項、液石則第62条第2項）</p>
保安技術管理者	事業所ごとに1人・ 代理人1人	<p>保安統括者の欄に掲げるものに加え、以下に該当する場合（一般則第65条第2項、液石則第63条第2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保安統括者が有資格者・経験者の場合</li> <li>2 処理能力25万Nm<sup>3</sup>/日（液化石油ガスの場合は50万Nm<sup>3</sup>/日）未満で以下の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 専ら気化器若しくは減圧弁により可燃性ガス若しくは毒性ガスを製造する</li> <li>② 専ら消費（燃焼）の目的で可燃性ガスを製造する</li> <li>③ 専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを製造する</li> <li>④ 専ら消費をする目的で液化石油ガスを製造し、又は専ら液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填する</li> </ol> </li> <li>3 移動式製造設備の場合</li> </ol>
保安企画推進員	事業所ごとに1人・ 代理人1人	<p>保安統括者の欄に掲げるものに加え、以下に該当する場合（液石則第67条、一般則第69条）</p> <p>処理能力100万Nm<sup>3</sup>/日（貯槽を設置して専ら充填を行う場合は200万Nm<sup>3</sup>/日）未満の場合</p> <p>※ 保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気はその1/4を算入し、保安用不活性ガスは算入しない。</p>
保安主任者	製造の施設区分ごとに1人・ 代理人1人	保安企画推進員の欄に同じ
保安係員	製造の施設区分ごとに1人・ 代理人1人	保安統括者の欄に同じ

5 高圧ガス保安技術管理者等届

保安技術管理者及び保安係員を選任・解任したときは、「保安技術管理者等届書」を提出しなければなりません。

### **保安技術管理者の選任**

保安統括者を選任しなければならない者は、事業所ごとに事業所の区分に応じ資格及び経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければなりません。（法第 27 条の 2 第 3 項）

保安技術管理者選任不要の事業所及び必要な資格、経験については、＜保安統括者等の資格及び経験等＞、＜保安統括者等の選任の区分及び選任を必要としない事業所＞を参照してください。

### **保安係員の選任**

保安統括者を選任しなければならない者は、製造施設区分（系列・直）ごとに資格及び経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければなりません。（法第 27 条の 2 第 4 項）

保安係員選任不要の製造施設及び必要な資格、経験については、＜保安統括者等の資格及び経験等＞、＜保安統括者等の選任の区分及び選任を必要としない事業所＞を参照してください。

### **手続き**

- (1) 提出期限            その年の前年 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの期間内にした選任・解任を期間終了後、まとめて遅滞なく
- (2) 届書                高圧ガス保安技術管理者等届書（一般則様式第 33 の 2，液石則様式第 32 の 2）
- (3) 提出部数            1 部（事業者控えが必要な場合は、もう 1 部持参してください。）
- (4) 手数料              なし
- (5) 添付書類            ①製造保安責任者免状の写し（解任の場合は省略可）  
                              ②高圧ガスの製造に関する経験を証する書面（手引き様式第 4 の 3）  
                              ③保安管理組織図（手引様式第 5）

## **6 高圧ガス保安主任者等届**

保安主任者、保安企画推進員を選任・解任したときは、「高圧ガス保安主任者等届書」を提出してください。（法第 27 条の 3）

### **保安主任者の選任**

処理能力 100 万  $\text{Nm}^3$  / 日（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、200 万  $\text{Nm}^3$  / 日）以上である者は、製造施設区分ごとに資格及び経験を有する者のうちから、保安主任者を選任しなければなりません。（法第 27 条の 3 第 1 項）

保安主任者選任不要の製造施設及び必要な資格、経験については、＜保安統括者等の資格及び経験等＞、＜保安統括者等の選任の区分及び選任を必要としない事業所＞を参照してください。

### **保安企画推進員の選任**

保安主任者を選任しなければならない者は、事業所ごとに高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、保安企画推進員を選任しなければなりません。（法第 27 条の 3 第 2 項）

保安企画推進員選任不要の事業所及び必要な知識、経験については、＜保安統括者等の資格及び経験等＞、＜保安統括者等の選任の区分及び選任を必要としない事業所＞を参照してください。

#### 手続き

- (1) 提出期限            その年の前年 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの期間内にした選任・解任を期間終了後まとめて遅滞なく
- (2) 届書                高圧ガス保安主任者等届書（一般則様式第 34、液石則様式第 33）
- (3) 提出部数            1 部（事業者控えが必要な場合は、もう 1 部持参してください。）
- (4) 手数料              なし
- (5) 添付書類            ① 製造保安責任者免状の写し（保安主任者選任の場合）  
                              ② 知識、経験を証する書面  
                                    保安主任者の場合：手引様式第 4 の 3  
                                    保安企画推進員の場合：手引様式第 4 の 4  
                              ③ 保安管理組織図（手引様式第 5）

### 7 高圧ガス保安統括者代理者届

保安統括者の代理者を選任・解任したときは、「高圧ガス保安統括者代理者届書」を提出しなければなりません。（法第 33 条）

なお、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員については、その職務を行うことができない場合にその職務を代行する代理者をあらかじめ選任しなければなりません、届け出る必要はありません。

#### 手続き

- (1) 提出期限            選任・解任した後、遅滞なく
- (2) 届書                高圧ガス保安統括者代理者届書（一般則様式第 37、液石則様式第 36）
- (3) 提出部数            1 部（事業者控えが必要な場合は、もう 1 部持参してください。）
- (4) 手数料              なし
- (5) 添付書類            ① 保安統括者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面（手引き様式第 4 の 2）  
                              ② 保安管理組織図（手引様式第 5）

＜高圧ガス保安統括者届書、高圧ガス保安技術管理者等届書、高圧ガス保安主任者等届書及び高圧ガス保安統括者代理者届書の記載にあたっての留意事項＞

- (1) 「製造保安責任者免状の種類」の欄は、当該届出に係る免状の種類を記入してください。
- (2) 保安統括者を選任した場合に添付する「その事業を統括管理する者であることを証明する書類」については、（手引様式第 4 の 1）を参考として作成してください。
- (3) 保安統括者の代理者を選任した場合に添付する「当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面」については、（手引様式第 4 の 2）を参考として

作成してください。

- (4) 保安企画推進員を選任した場合に添付する「液石則第68条及び一般則第70条各号の一に該当する者であることを証する書面」については、（手引様式第4の4）を参考として作成してください。
- (5) 「選任若しくは解任の状況」については「別紙のとおり」とし、「選解任一覧表」（手引様式第4の6）を参考にして作成してください。
- (6) 保安管理組織図については、（手引様式第5）を参考として作成してください。
- (7) 代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えありません。さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務できます。

また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の保安係員代理者となることは差し支えありません。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事しているもののうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できません。（内規 一般則第78条関係、液石則第76条関係）

## 8 高圧ガス保安監督者届

保安統括者を選任しなくてもよい場合には、保安監督者を選任する必要があります。保安監督者を選任・解任したときは、「高圧ガス製造保安監督者届」を提出してください。

保安統括者を選任しなくてもよい場合、必要な資格・経験については、次のとおりです。

＜保安統括者を選任しなくてもよい場合の条件及び保安監督者に必要な資格・経験＞  
（一般則第64条第2項、液石則第62条第2項）

- 1 移動式製造設備により六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボンの製造をする者、気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者又は気化器、減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者であって、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの
  - イ 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄又は液化フルオロカーボンの製造又は販売に関し6月以上の経験を有する者
  - ロ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
  - ハ 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者又は協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であって、特定高圧ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有する者
- 2 容積が10m<sup>3</sup>以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧器又はアキュムレータを使用する者
- 3 処理能力が1,000Nm<sup>3</sup>/日未満のスクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充填するための定置式製造設備（当該設備内の圧力が常用の圧力を超えた場合に自動的に充填を停止する機能を有するものに限る。）を設置する者であって、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について

て監督させるもの

- イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者であって、スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し6月以上の経験を有する者
  - ロ 法第29条第1項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であって、スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し6月以上の経験を有する者
  - ハ スクーバダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し1年以上の経験を有する者
- 4 処理能力が25万Nm<sup>3</sup>/日未満の事業所において、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充填する者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの
- 5 処理能力が25万Nm<sup>3</sup>/日未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が82MPa以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの
- 6 処理能力が25万Nm<sup>3</sup>/日未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの
- 7 液石則第9条第3項に規定する移動式製造設備により製造する者であって、液化石油ガス法第37条の5第4項の講習の課程を終了した者にその製造に係る保安について監督させるもの

## 手続き

- (1) 提出期限 選任・解任した後、遅滞なく
- (2) 届書 高圧ガス製造保安監督者届書（手引様式第1）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類 ① 一般則第64条又は液石則第62条の要件を証明する書面（手引き様式第4の5）  
② 保安管理組織図（手引様式第5）

## 9 高圧ガス製造施設等変更許可申請

製造施設又は製造の方法を変更しようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」を提出し、知事の許可を受けなければなりません。（法第14条第1項）

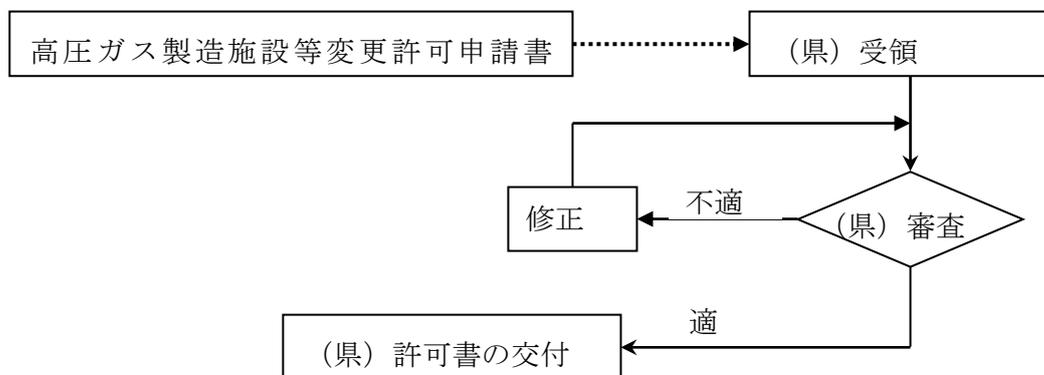
なお、許可を受ける必要のない工事のうち、軽微な変更工事に該当するものについては軽微変更届書を提出する必要があります。詳細については、10 高圧ガス製造施設軽微変更届 を参照してください。

また、変更工事の完成後には、完成検査不要の工事を除き、完成検査を受ける必要があります。完成

検査証の発行後でなければ変更部分の設備を使用することができません。完成検査については、第3章を参照してください。

### 手続き

- (1) 提出期限 許可を受けた後でなければ製造施設等の変更工事はできないため、余裕をもって申請してください。  
また、完成検査不要の工事を除き、完成検査証の交付後でなければ、変更部分の設備を使用できません。
- (2) 申請書 高圧ガス製造施設等変更許可申請書（様式第4）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 申請手数料 第8章 参考資料 手数料早見表に掲げる手数料を別紙1に貼付してください。  
(注) ポンプ等処理設備を変更する場合、処理能力の増減量が手数料の対象とならない（新たに設置する設備の処理能力が手数料の対象となる）場合があるので注意してください。（例については「変更明細書作成上の留意事項（1）②」を参照）
- (5) 添付書類 ① 委任状（申請手続き等を委任する場合。提出済みの場合は不要です。）  
② 製造施設等の変更明細書（別紙3）



### 製造施設等の変更明細書作成上の留意事項

#### (1) 変更明細書

変更明細書の記載に当たっては、製造計画書（別紙2）の作成上の留意事項を参照の上、次に掲げる事項について変更の内容が分かるように製造計画書に準じて作成する。

##### ① 変更の目的等

製造施設毎に、変更の目的及び変更の内容を箇条書きで記載する。

##### ② 処理設備の処理能力

製造施設、高圧ガスの種類別ごとに、変更前後の処理能力を記載する。

### 【処理能力の変更等に係る申請手数料について】

ポンプ等処理設備の更新等の場合には、処理能力の増減分が必ずしも手数料対象とならない場合があるので注意してください。不明な点は県に照会してください。

#### 例1 特定設備(熱交換器)の更新工事

処理能力  $a \text{ Nm}^3/\text{日}$  の熱交換器を撤去し、新たに処理能力  $b \text{ Nm}^3/\text{日}$  の熱交換器を据え付ける。  
※処理能力は  $(b - a) \text{ Nm}^3/\text{日}$  増加し、 $b \text{ Nm}^3/\text{日}$  が手数料の対象となります。

#### 例2 特定設備以外の高圧ガス設備(ポンプ)の更新工事

##### ア 処理能力が増減する場合

処理能力  $c \text{ Nm}^3/\text{日}$  のポンプを撤去し、新たに処理能力  $d \text{ Nm}^3/\text{日}$  のポンプを据え付ける。  
※ 処理能力は  $(d - c) \text{ Nm}^3/\text{日}$  増加し、 $d \text{ Nm}^3/\text{日}$  が手数料の対象となります。

##### イ 処理能力が増減しない場合

###### (7) 大臣認定品, 保安協会検査品への更新

処理能力  $e \text{ Nm}^3/\text{日}$  のポンプを撤去し、新たに処理能力  $e \text{ Nm}^3/\text{日}$  の大臣認定品のポンプを据え付ける。

※ 処理能力に変更はなく、 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$  が手数料の対象となります。

※ 軽微な変更の工事として届け出る場合については、10 高圧ガス製造施設軽微変更届を参照すること。

###### (4) 大臣認定品, 保安協会検査品以外への更新

処理能力  $f \text{ Nm}^3/\text{日}$  のポンプを撤去し、新たに処理能力  $f \text{ Nm}^3/\text{日}$  のポンプを据え付ける。

※ 処理能力に変更はなく、 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$  が手数料の対象となります。

#### 例3 予備設備を同仕様で更新する場合

「処理能力の増減はなし」とし、手数料は、当該設備(予備設備)の処理能力に対応する額とします。(例2 イと同様)

#### 例4 ガス種類の変更に伴い、反応器の処理能力を $g \text{ Nm}^3/\text{日}$ から $h \text{ Nm}^3/\text{日}$ に変更する場合

※処理能力は  $(h - g) \text{ Nm}^3/\text{日}$  増加し、 $(h - g) \text{ Nm}^3/\text{日}$  が手数料対象となります。

③ 貯蔵能力についても製造計画書(別紙2)と同様とする。

④ 処理能力, 貯蔵能力, 保安物件に対する距離に変更のない場合は「変更なし」と記載し, 表は省略することができる。

⑤ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

記載例Ⅱ(例示基準に準拠)を参考にして, 製造施設毎に「基準対応事項」を作成する。

なお, 当該製造施設に関係のない条項の対応事項欄については「該当なし」と記入し, 当該変更工事に直接関わらない条項の対応事項欄については「変更なし」と記入する。

また, 技術上の基準対応事項を説明するための添付書類(図面及び計算書等)にはインデックスを付け, 備考欄にその番号を記入する。

### (2) 変更明細書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は, 製造計画書の添付書類のうち, 当該変更許可申請に係るものを添付することとし, 変更前・変更後が分かるように作成すること。

## ア 機器一覧表

- ① 事前検査欄の記載は要しない。ただし、移設（仕様変更を含む。）機器については設置時の事前検査データを記載する。
- ② 新設の場合は赤枠，移設（仕様変更を含む。）の場合は黄枠，撤去の場合は青枠で機器の名称等欄を囲む。
- ③ 仕様変更の場合は変更箇所の欄も黄枠で囲み，安全弁の吹き出し量や常用の圧力等が変わる場合は〇〇→△△と仕様変更の内容を記載する。
- ④ 撤去機器の場合は機器名称と常用の圧力・温度の欄のみを記載する。撤去機器のうち，減圧弁を除く弁類と配管についてはフローシートに明示することにより機器一覧表の記載を省略できる。

## イ 高圧ガス製造フローシート

- ① 弁類，圧力計，安全装置，緊急遮断装置，インターロック機構等の位置を明示した図面とし，各機器のタグ番号を明示する。
- ② 工事前の変更部分を青，工事後の変更部分を赤で塗色し，変更前と変更後のフローシートを添付する。

## **使用中の製造設備に係る変更等**

使用中の高圧ガス設備に係る変更等をする場合に必要な対応については，上記のほか，以下のとおりとするので，留意すること。

### 1 製造の方法（ガスの種類，常用の条件等）を変更する場合

製造施設が変更後においても技術上の基準に適合することを示す書類を添付すること。（例：常用の圧力を引き上げる場合，耐圧試験及び気密試験の結果等。）ただし，当初設置時の完成検査の記録等により当該ガス設備の材料，耐圧性能，気密性能又は強度に係る基準について適合することが示せる場合，これを機器一覧表の事前検査データ欄に記載し，書類の添付に代えることができるものとする。

なお，特定変更工事の一部として，完成検査で技術上の基準に適合していることを確認する場合についてはこの限りでないものとする。

### 2 特定設備に係る変更

特定設備に対して変更を行う場合，変更後においても当該設備が特定則で定められる基準に適合することを，原則として，KHKが実施する委託検査により示すこと。ただし，変更が以下の場合はこの限りではない。

- (1) 特定設備又はその部品を，新たに特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）の交付を受ける特定設備に取替える場合
- (2) 一般則第15条第6号又は第7号或いは液石則第16条第6号又は第7号に定められる軽微な変更の工事若しくは部品取替えのうち，多管円筒形熱交換器のチューブの取替えの工事の場合
- (3) 設計圧力が30MPa未満の特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていない管台を同一の仕様で更新する場合であって，溶接に用いられる母材の種類が溶接母材告示（平成22年3月19日経済産業省告示第57号）で定められる要件を満たし，かつ溶接部の応力除去を必要としないことが認められる場合
- (4) 温度計等のさや管（当該特定設備の胴板又は鏡板に溶接されていないもの）を取替える場合
- (5) その他特定則に定められる基準（設計，材料，加工，溶接，構造等）に係らない変更等，委

託検査が不要な変更であることが認められる場合

### 3 コールド・エバポレータ（CE）を移設する場合

CEを移設する場合、原則として、当該CEの以下の部分について、「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準（「平成29年7月14日付け20170718保局第1号」(1)I. 高压ガス保安法関係第20条関係）に従いKHKが実施する移設性能検査を受けること。

- ・貯槽
- ・内槽と一体となっている配管であって外槽を貫通している配管の外槽の直近の第一継手部まで

### 4 高压ガス設備の補修を行う場合

高压ガス設備の耐圧部（胴板、鏡板、ノズル等）の減肉、きず等について、当該部の切断・取替えを伴わない補修（技術上の基準に関する事項の変更がないものに限る。）を行う場合、原則として、許可は不要とする。ただし、溶接補修等については、保安上重大な影響を及ぼす工事となるため、当該設備の概要、減肉・きず等の状況・発生原因、補修方法、溶接方法、検査方法及び手続きについて、県と事前に協議すること。また、溶接補修を行った場合は、KHK S保安検査基準に従い、耐圧試験及び開放検査を実施すること。

なお、設備に特に影響を及ぼさない補修については、知事が実施する保安検査（書類検査）の際に報告することで足りるものとする。

## 10 高压ガス製造施設軽微変更届

許可を受ける必要のない軽微な変更の工事をしたときは、「高压ガス製造施設軽微変更届書」を提出してください。

**許可を受ける必要のない軽微な変更工事**（一般則第15条、液石則第16条）

- ① 高压ガス設備（特定設備を除く。）の認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え工事であって当該設備の処理能力の変更を伴わないもの。
- ② 高压ガス設備以外のガス設備の変更の工事
- ③ ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- ④ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高压ガス設備の撤去の工事

高压ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

＜軽微な変更工事＞

- ・ 位置の変更や溶接等による現場加工（管類に係る認定試験者が施工した場合を除く）を伴う場合は、変更許可となります。
- ・ 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、可とう管（高压ホース、金属フレキ管等）であって、高压ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものとしします。
- ・ 高压ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは認定品と同様に取り扱いします。
- ・ 次の変更工事は、軽微な変更の工事として取り扱いします。

- ① 配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配管及びそれに付属

するバルブのルート変更

- ② 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替え
- ③ 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事
- ④ 小規模非連結製造施設の変更の工事  
※ 小規模非連結製造施設とは、他の高圧ガス製造施設に連結していない処理能力 100Nm<sup>3</sup>/日（不活性ガス又は空気にあつては 300 Nm<sup>3</sup>/日）未満の製造施設（耐震設計構造物に係るものを除く。）で、かつ、当初完成検査を受けていないもの。

#### <許可・届出が不要な変更工事>

次に掲げる変更の工事は、許可及び届出が必要のない変更として取り扱います。

（平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号）

- ① 圧力計・温度計の取替え（同一方式への取替えに限る。）
- ② 充填又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって、高圧ホース及び金属フレキ管に限る）の取替え
- ③ 高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又は J I S 等の規格品であり、その性能が保証されているものへの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）
- ④ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県にその旨報告すること。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事
- ⑤ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- ⑥ 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替え

[平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号]

- (3) 協会の委託検査受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 30 年 3 月 30 日付 20180323 保局第 9 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 6 条第 1 項第 17 号から同行第 19 号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 30 年 3 月 30 日付 20180323 保局第 14 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 6 条第 1 項第 11 号から同項第 13 号までについて検査を行ったもの（中略）については、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当する。

## 手続き

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 変更の工事が完成した後、遅滞なく   |
| (2) 届書   | 高圧ガス製造施設軽微変更届書（一般則・液石則様式第5）  |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）   |
| (4) 手数料  | なし   |
| (5) 添付書類 | ① 製造施設等の変更明細書<br>② 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項<br>完成検査事前検査報告書の記載例（例示基準に準拠）（記載例Ⅲ）を参考にして作成する。なお、「該当なし」及び「変更なし」の項目は省略できる。<br>③ 製造フローシート（変更の前後が分かるもの）<br>④ 機器一覧表<br>機器一覧表は、新設機器の欄を赤枠、移設機器・仕様変更機器の欄を黄枠、撤去機器の欄を青枠で囲む。<br>⑤ 特定設備検査合格証，認定試験者試験等成績書，高圧ガス設備試験成績証明書及びその他試験成績書の写し<br>⑥ 製造施設配置図 |

## 11 第一種製造事業承継届

第一種製造者について相続，合併又は分割があった場合において，相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業を承継した法人は，第一種製造者の地位を承継します。（法第10条）

第一種製造者の地位を承継した者は，第一種製造事業承継届書（一般則第9条，液石則第10条）を提出してください。

なお，第一種製造者が事業を譲渡した場合は承継に当たりません。譲渡の場合は，譲り受ける者が新たに法第5条に基づく製造許可を受けなければなりません。

## 手続き

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 承継した後，遅滞なく  |
| (2) 届書   | 第一種製造事業承継届書（一般則様式第3，液石則様式第3）  |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は，もう1部持参してください。）  |
| (4) 手数料  | なし  |
| (5) 添付書類 | ① 委任状（手続き等を委任する場合）<br>② 承継の事実を証する書面（合併契約書，分割計画書分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し等及び履歴事項全部証明書の写し） |

## 12 高圧ガス製造廃止届

第一種製造者が高圧ガスの製造を廃止したときは，「高圧ガス製造廃止届書」を提出しなければ

なりません。（法第 21 条第 1 項）

製造廃止届は、事業所が第一種製造者として高圧ガスの製造を廃止したときに届け出るものであり、製造施設ごとに届け出るものではありません。

#### **手続き**

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 提出期限 | 製造を廃止した後、遅滞なく                     |
| (2) 届書   | 高圧ガス製造廃止届書（一般則様式第 24、液石則様式第 23）   |
| (3) 提出部数 | 1 部（事業者控えが必要な場合は、もう 1 部持参してください。） |
| (4) 手数料  | なし                                |
| (5) 添付書類 | 委任状（手続き等を委任する場合）                  |

### **13 代表者等変更届**

名称、所在地、代表者、申請代理人を変更したときは、「代表者等変更届」を提出してください。

#### **手続き**

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 変更後、遅滞なく  |
| (2) 届書   | 代表者等変更届書（手引様式第 2）                                     |
| (3) 提出部数 | 1 部（事業者控えが必要な場合は、もう 1 部持参してください。）                     |
| (4) 手数料  | なし  |
| (5) 添付書類 | ① 委任状（手続き等を委任する場合）<br>② 変更した事実を証明する書面（履歴事項全部証明書の写し 等） |